

入園申込みに必要な書類

入園申請に必要な書類は入園時期に関わらず共通です。申請前に再度ご確認ください。

各様式は市HPからダウンロードできるほか、松本市役所保育課(東庁舎2階)にもご用意しています。

申請書(教育・保育給付認定申請書)

電子申請の場合は作成不要

【電子申請の場合】
申請フォームで同内容をお伺いします。

✓ チェック

希望園や世帯状況について記載いただくものです。

新規入園の場合、「種別」の欄は、「教育・保育給付認定」と「入園」に○をしてください。

【記載時の注意(書類不備が多い事項)】

(1) 保護者居住地

- ・市外から転入予定でお申込みの場合、転入後の住所(可能であれば)及び現住所を記載してください。
- ・下記に該当する方は、以前お住まいだった住所を、居住地記載欄(下段)に記載してください。

入園月が4~8月、1~3月:前年の1月1日時点で松本市に住民登録がなかった方

入園月が9~12月:同年の1月1日時点で松本市に住民登録がなかった方

例:令和7年4月~令和7年8月入園は令和6年1月1日時点、

令和7年9月~令和8年3月入園は令和7年1月1日時点で松本市に住民登録がなかった方

入園月よりも前に、記載の住所へ
書類を送付する場合があります

(2) 年齢

- ・子ども、世帯員すべて、入園する年度の4月1日時点の年齢を記載してください。

(3) 世帯員

- ・下記の方は世帯員として記載してください。

単身赴任中の父母、別居中(離別を除く)の父母、同じ敷地内(同じ地番)にお住まいの親族、事実婚の同居者、仕送りをしている別居中のきょうだい

(4) 家庭の状況・生活保護の適用

- ・記載漏れが多いのでご注意ください。審査及び保育料算定に必要となります。

該当者は保育料算定に係る追加資料が必要になります。詳しくは「該当者のみ必要な書類」の資料をご覧ください。



【特別利用保育の申込方法】

- ・申請書「③保育の必要性・理由等」の「無」に○をしてください。
- ・申請書と「特別利用保育該当申告書」を提出してください。
(要件を証明する書類は不要)

入園申込みに必要な書類

入園申請に必要な書類は入園時期(4月入園・途中入園)に関わらず共通です。申請前に再度ご確認ください。

各様式は市HPからダウンロードできるほか、松本市役所保育課(東庁舎2階)にもご用意しています。



新規入園面接票【必須】 電子申請:データ添付

✓ チェック

お子さまの普段の様子やアレルギー等について記載いただくものです。

【注意事項】

3歳未満児と3歳以上児で様式が異なります。

対象年齢は右上に記載

安全にお子さんをお預かりするため、
保健師、栄養士、保育士がお子さんの状況
を把握し、保育の参考にします。
裏面の説明を確認のうえ、ご記入ください。



保育の必要性を証明する書類【必須】

電子申請:データ添付(求職中の場合は不要)

✓ チェック

保護者(父・母)の要件を証明する書類です。保護者(父・母)とも各1部ずつご提出ください。
要件ごとに提出書類が異なります。

詳しくは「要件別の必要書類」の資料をご覧ください。

